

**ノロウイルス  
感染に注意!**

# 冬期間に発生多く

ノロウイルスは感染力が非常に強く、乳幼児から大人まで、誰もがかかる感染症のひとつです。特に冬期間に発生・流行が見られ、11月～2月にピークを迎えます。

食品や手指などを介して経口で感染、腸管で急激に増殖し嘔吐や下痢、腹痛や微熱を起こします。

**Q**：ノロウイルスの予防策は？

**A**：「手を洗う」特に食事前やトイレの後、調理前後は石鹸と流水でしっかり手を洗いましょう。

「人からの感染を防ぐ」便やおう吐物の処理はビニール手袋やマスクを使用し、正しい方法で。

「食品からの感染を防ぐ」加熱したものを食べる、調理器具はいつも清潔に。

**Q**：もし感染したら？

**A**：水分補給を充分に行いましょう。下痢が続くと脱水になるのでスポーツドリンクなどを少しずつ、こまめに飲んで脱水を防ぎましょう。おう吐がおさまり空腹感が出てきたら、消化の良い食事を少量から開始し、栄養補給しましょう。

※下痢やおう吐が続くと体力を奪われます。幼児や高齢者は重症化しやすいため、注意が必要です。

口から十分に水分補給ができず、ぐったりするなど脱水症状がひどい時は、早めに医療機関を受診し、医師の判断に基づいた適切な処置を受けましょう。

問い合わせ先：白老町立病院 ☎82-2181

## 交通事故に遭ったら

# 国保に届け出を

国民健康保険（以下「国保」）に加入している方が、交通事故などの第三者の行為によってけがをした場合に、保険証を使って治療を受けることができ、けがの治療にかかった医療費は、いったん国保が立て替えます。

立て替えた医療費は本来、第三者（加害者）が負担すべきもので、国保から第三者側（加害者や保険会社）に請求するため、国保に「第三者行為による被害届」の提出が必要です。

加害者側との話し合いで示談が成立すると、その内容によっては国保が立て替えた医療費を加害者に請求できなくなることがありますので「示談」をする前に相談してください。

「第三者行為による被害届」の提出に必要なもの

◎交通事故証明書 — 交通事故（人身事故）の確認と自賠責保険への請求のために必要です。証明書は警察に事故を届け出していれば「自動車安全センター」に申請すると有償で発行されます。

◎本人確認書類、保険証、印鑑

◎その他の届け出に必要な書類は国保・年金グループにありますので、問い合わせてください。

こんな時も「第三者行為による傷病」になるので届け出を

○他人の飼い犬にかまれてけがをしたとき

○自宅以外で建物や設備の欠陥などでけがをしたとき

○不当な暴力や傷害行為を受けてけがをしたときなど

☆ 飲酒運転や無免許運転など自分の不法行為によりけがなどしたときは、国保は使えません。



問い合わせ先：町民課 国保年金グループ ☎82-2325